8-10 つくば市地域包括支援センター業務委託(大穂圏域) 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「地域包括支援センター」とは、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上及び生活安定のために必要な援助や支援を包括的に行うため、平成 18 年度の介護保険法改正により制度化された、地域包括ケアシステムの中核となる機関である。

現在、つくば市では直営1か所(基幹型)、日常生活圏域(*)に委託型を6か所の計7か所に地域包括支援センターを設置している。大穂・豊里圏域の地域包括支援センターについては、現在1か所の設置となっており、令和8年(2026年)3月31日に委託契約満了となることに加え、より身近な場所で地域の特性に応じた対応ができるようこれまで一つの圏域としていた大穂と豊里を分割し、それぞれの圏域に介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第1号~第6号包括的支援事業及び法第115条の22に基づく指定介護予防支援等を実施するセンターの設置及び運営の受託を希望する法人を募集する。

*介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活が送ることができるように、市域を7つに区分した「日常生活圏域」を設定している。原則として、合併前の市町村単位で設定しているが、谷田部地区については、他の地区と比較して対象人口が多いため、東西に分割している。

2 業務概要

(1) 委託業務名 8-10 つくば市地域包括支援センター業務委託 (大穂圏域)

(2) 委託圏域

圏域	担当地域	設置数
大穂	大久保、大砂、大曽根、大穂、長高野、鹿島台、要、北	1
	郷、北原、五人受、佐、篠崎、立原、玉取、筑穂、西高	
	野、西沢、西原、蓮沼、花畑、本沢、前野、南原、吉	
	沼、若森	

(3) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日

(4) 業務内容

詳細は、別紙「つくば市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりとする。

(5) 業務委託費提案(見積)限度額

ア 委託料

委託料の提案(見積)限度額は以下のとおりとし、詳細は、別紙「つくば市 地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりとする。

圏域	提案(見積)限度額		内訳
大穂	79, 500, 000 円 (消費税非課税)	令和8年度	26, 500, 000 円
		令和9年度	26, 500, 000 円
		令和 10 年度	26, 500, 000 円

イ 事務所等賃借料

- (ア) 受託法人が所有する施設外に事務所等を設置し、賃借料が発生する場合、 年間 1,200,000 円 (消費税非課税)を上限とし、委託料に上乗せする。
- (イ) その他詳細は別紙「つくば市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりとする。

ウ 初期準備費

- (ア) 初年度のみ 1,000,000 円 (消費税非課税) を上限に、委託料に上乗せする。
- (イ) その他詳細は別紙「つくば市地域包括支援センター業務委託仕様書」のとおりとする。

3 参加資格

参加資格を有する者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67に規定する法人で、この公募開始の日から契約締結までの日において、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。なお、参加形態は単体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する 者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成6年7月14日付け監第692号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱(平成6年つくば市告示第15号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたとき

は、この限りでない。

- (6) 市税(つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。)、本店所在 地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税に ついて未納がないこと。
- (7) 市が定める指定場所にセンターを設置できること。
- (8) 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の22第2項各号のいずれかに 該当しないこと。
- (9) つくば市内に介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所 (福祉用具を貸与・販売する事業所を除く。)又は施設を有し、かつ、当該事業 所又は施設について1年以上の運営実績があること(医療、介護の一体的関連 法人の実績でも可)。
- (10) 福祉分野における事業において、本業務に応募する法人又は本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により上記(9)の指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止等の処分を過去5年以内に受けていないこと。

4 資料の配布

- (1) 配布する資料
 - ア つくば市地域包括支援センター業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - イ つくば市地域包括支援センター業務委託仕様書
 - ウ 提出書類一式
- (2) 配布期間

令和7年(2025年)11月10日(月)9時から令和7年(2025年)11月 25日(火)16時30分まで

(3) 配布場所等

つくば市福祉部地域包括支援課で配布する。また市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向表明書(様式1)
- イ 参加資格に関する誓約書(様式2)
- ウ 指定通知書等(写し) (*法人が応募資格に該当する事業について、つくば 市の指定を受けていることを証するもの)
- エ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市民税(つくば市内に本店、 支店又は営業所がある場合に限る。)の各納税証明書一式:写し可(直近 2年度分)
- オ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)
- カ 法人の定款又は寄付行為等:写し可
- キ 印鑑証明書:原本(法務局に登録してあるもの)
- (2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)11月10日(月)9時から令和7年(2025年)11月25日(火)16時30分まで

(4) 提出先

つくば市福祉部地域包括支援課

(5) 提出方法

持参又は郵送(提出期間内必着)により提出すること。

持参の場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、 提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じて追跡可能な郵送方 法を検討すること。

(6) 辞退について

応募申込みをした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式第5号)

を令和7年(2025年)11月25日(火)16時30分までに持参又は郵送(提出機関内必着)により提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込書の確認を行い、令和7年(2025年)11月28日(金)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、令和7年(2025年)12月5日(金)16時30分までとする。

7 企画提案書の提出(※複数応募する場合は圏域ごとに作成)

(1) 提出書類

- ア 応募申込書(様式4)
- イ 誓約書(様式6)
- ウ 法人概要及び法人実績(様式7)
- 工 役員等名簿(様式8)
- 才 応募動機等(様式9)
- カ 運営に関する計画書(基本方針・運営体制・収支予算計画・人員配置) (様式 10・11・12・13)
- キ 設備体制(設置予定地の位置図、事務所配置図、事務所平面図) (様式 14・15・16)
 - ※市が定める指定場所にセンターを設置する場合は、この限りではない。
- ク 見積書(委託期間分) (様式17)
- ケ 事務所賃借料が分かる書類(契約書等)の写し(事務所賃借料を計上する場合)
- コ 土地所有関係が分かる書類(土地登記事項証明書、土地賃貸借契約書等又

はその写し)

※市が定める指定場所にセンターを設置する場合は、この限りではない。

サ 決算書(直近2年間の財務諸表(貸借対照表、損益計算書))写し可

(2) 提出部数

正本1部、副本8部の合計9部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年(2025年)12月4日(木)9時から令和7年(2025年)12月 26日(金)16時30分まで

(4) 提出先

つくば市福祉部地域包括支援課

(5) 提出方法

持参又は郵送(提出期間内必着)により提出すること。

持参の場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じて追跡可能な郵送方法を検討すること。

(6) 受理の取消し

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次の いずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。 ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は 間接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデック スを貼ること

イ 提出された書類は、返却しないものとし、選定の目的以外には使用しない。 ただし、提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開 条例(平成27年つくば市条例第27号)に基づき、当該提出書類を公開する ことがある。

ウ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市地域包括 支援センター委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案 書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業実施候補者の選定方法等

事業実施候補者の選定方法等は以下のとおりとする。

- ア 応募申込書(様式4)及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを 実施し、総合的に評価し選定する。また、プレゼンテーションは、事前に提 出した企画提案書等の内容によること。追加提案の説明、追加資料の配布及 びパワーポイント等の使用は不可とする。
- イ 審査基準は、(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採 点して審査するものとする。
- ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。
 - (ア) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (4) センター運営に関する事項の委員長及び各委員の評価点の合計
 - (ウ) 法人に関する事項の委員長及び各委員の評価点の合計
- エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

- オ 委員長及び各委員の評価点の合計が6割未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。
- カ 業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。
- キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。
- (3) プレゼンテーションの方法
 - ア 実 施 日 令和8年(2026年)1月22日(木)予定 ※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。
 - イ 実施場所 つくば市役所
 - ウ 説明時間 1 事業者につき 30 分以内 (プレゼンテーション 20 分以内、質 疑応答 10 分以内) とする。
 - エ 出席者 4名以内とする。
 - 才 審査 非公開

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	着眼点・視点	
法人に関する	経営が安定しており受託法人としての資質を備えているか。	
事項	・地域包括支援センターの設置目的を理解しているか。	
【20 点】	・法人として圏域での事業を展開しているか。	
	・市主催の会議等に参加しているか。	
センター運営	・運営方針に関しての考え方は適切か。	
に関する事項	・地域包括ケアの視点、協働性の視点、公益事業としての視点、	
【40 点】	地域性の視点の必要性について理解しているか。	

	・相談や苦情処理について研修やマニュアル等を整備している
	カュ。
	・危機管理体制の内容は適切か。
	・個人情報の取り扱いの考え方は適切か。
	・法人としてセンターを支援できるか。
価格・経費に関	・本業務に係る見積価格や収支計画が妥当なものであるか。
する事項	
【10 点】	
人員に関する	・人材の確保について適正な方針を持っているか。
事項	・指導・運営体制は整っているか。
【20 点】	
設備、施設に関	・利用者の利便性に配慮した設置場所であるか。
する事項	・事務所・相談室等の必要スペースの確保がなされているか。
【10 点】	

(5) 選定結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により通知する。なお、 候補者として選定されなかった結果を受けた者については、その理由の説明を 求めることができる。説明を求めることができる期間は令和8年(2026年)2 月5日(木)16時30分までとする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選 定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和7年(2025年)11月10日(月)
実施要領に関する質疑受付	令和7年(2025年)11月10日(月)~11月17日(月)
質疑回答	令和7年(2025年)11月19(水)
参加申込書の受付	令和7年(2025年)11月10日(月)~11月25日(火)
参加資格審査結果の通知	令和7年(2025年)11月28日(金)
企画提案書の受付	令和7年(2025年)12月4日(木)~12月26日(金)
選定委員会の開催	令和8年(2026年)1月22日(木)(予定)
審査結果の通知	令和8年(2026年)1月29日(木)(予定)
契約締結	令和8年(2026年)3月上旬(予定)

10 受託候補者との協議・契約

選考された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、は受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

令和7年(2025年)11月10日(月)9時から令和7年(2025年)11月17日(月)16時30分まで

(2) 提出方法

電子メールにて、質問書(様式3)を下記のメールアドレスに送信すること。 必ず電話で「地域包括支援センター業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当 部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。 電子メールアドレス: wef060@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

令和7年(2025年)11月19日(水)までに、質問のあった法人には回答期日の2日後までにメールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

12 担当部署 (問合せ先)

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部地域包括支援課包括支援係担当

TEL:029-883-1111 (内) 1240 FAX:029-868-7638

E-mail:wef060@city.tsukuba.lg.jp